

「生活再建支援制度」は、補助135・232号線道路整備の事業化に至る以前において、将来の生活設計等にお困りの地権者等の方に対し、都市計画道路の計画区域内の土地の取得と土地に存する建物・工作物等の移転にかかる損失の補償を行うものです。

制度の利用には要件がありますので、希望される方はお気軽に区担当者までご相談ください。

<対象となる土地>



- ・補助135号線（富士街道～区街6号）
 - ・補助232号線（学芸大通り～主要区道42号線）
- ※原則、都市計画道路の計画区域内の土地・建物を対象とします。

<制度を利用する上での主な要件>

- 都市計画道路の計画区域内における土地または建物の所有権を平成29年5月1日以前から保有していること
- 関係権利者（土地の共同所有者、賃借人等）の同意を得ていること 等

<物件移転等に対する主な補償>

補償の対象は、都市計画道路の計画区域内に係る部分とし、区の損失補償基準に基づき土地に存する建物・工作物等の移転にかかる以下の損失を補償します。

- | | |
|-----------|--|
| ①建物移転補償 | 取得する土地にある建物の移転に要する費用 |
| ②工作物等移転補償 | 取得する土地にある門、塀、井戸、樹木、庭石類等の移転に要する費用 |
| ③動産移転補償 | 家財道具、店頭商品、事務用備品等の移転に要する費用 |
| ④仮住居補償 | 移転する建物の居住者が、建物移転期間中「仮住居」を必要とするときに、現在と同程度の住居建物の借入に要する費用 |
| ⑤移転雑費補償 | 建物等の移転に際し、移転先を選ぶための費用、法令上の手続きのための費用等に要する費用 |

今年度、都市計画道路補助135・232号線の測量に着手する予定です。準備が整い次第、説明会等のご案内をお知らせいたします。
何かご不明点がありましたら、下記までご連絡ください。

・ご意見等がございましたら下記へご連絡ください。

【都市計画道路・まちづくりについて】 【学校について】

練馬区 土木部 特定道路課 まちづくり担当係
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1
TEL：03-5984-4765（直通） FAX：03-5984-1237
E-Mail：D-KEIKAKU27@city.nerima.tokyo.jp

練馬区 教育委員会 事務局 教育振興部 学校施設課管理係
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
TEL：03-5984-5723（直通） FAX：03-5984-1221
E-Mail：SISSETUQSYOKU@city.nerima.tokyo.jp

大泉学園駅南側地区のまちづくりについては、区のホームページでも紹介しています！

大泉学園駅南側地区



大泉学園駅南側／大泉学園駅南側地区のまちづくりに向けて

みちづくり・まちづくり通信

※この通信は、大泉第二中学校通学区域全域および石神井台6丁目の全域に配布しています。

『大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針』を策定しました！

練馬区では、大泉学園駅南側地区において、学芸大通り、ロードふじみなど生活道路の交通混雑の緩和やまちの防災性の向上を目的とし、都市計画道路補助135・232号線の整備に向けた取組を進めています。

同都市計画道路は、既存の大泉第二中学校の敷地内に計画されていることから、平成28年に専門的な見地から事業の方向性および方策について検討するため、有識者委員会を設置しました。有識者委員会では、約3か年にわたり議論を重ね、令和元年5月に大泉第二中学校の教育環境の保全および都市計画道路の整備方策について提言を取りまとめました。

区では、この提言を踏まえて取組方針（素案）を作成し、本年1月にオープンハウスや保護者説明会を開催するなど、地域の皆様や有識者委員会のご意見を伺いながら、更に検討を進め本年3月に取組方針を策定致しました。

取組方針（素案）に関する説明会等を開催しました。（令和7年1月）

■保護者説明会
開催日：令和7年1月16日
場所：大二中体育館



保護者説明会の様子

■オープンハウス型説明会
開催日：令和7年1月17日・18日
場所：練馬区勤労福祉会館 2階会議室



オープンハウス型説明会の様子

《説明会等でいただいた主な意見》

- ・地域のまちづくりを早く進めてほしい。
- ・既存道路（ロードふじみ、学芸大通り、主要区道42号線）が危険な状況なので、都市計画道路の整備を早く進めてほしい。
- ・新しい学校の教育環境が不安（渡り廊下の移動など生徒の負担が増える）。
- ・学芸大通りを拡幅すれば都市計画道路の整備は不要。 等

区からのお知らせは1、4ページ、
取組方針の主な内容は2～3ページをご覧ください。

『大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針』の概要

当地区の現状と課題

当地区では、生活道路に通過交通が流入し、歩行者や自転車の安全確保が課題となっています。また、大泉第二中学校は老朽化が進んでいます。

こうした課題を抜本的に解決するためには、都市計画道路の整備と教育環境の保全をしつつ当地区のまちづくりを進めていく必要があります。



通過交通が流入し混雑するロードふじみ 歩行者・自転車・自動車・バスが錯綜する学芸大通り

取組方針の構成

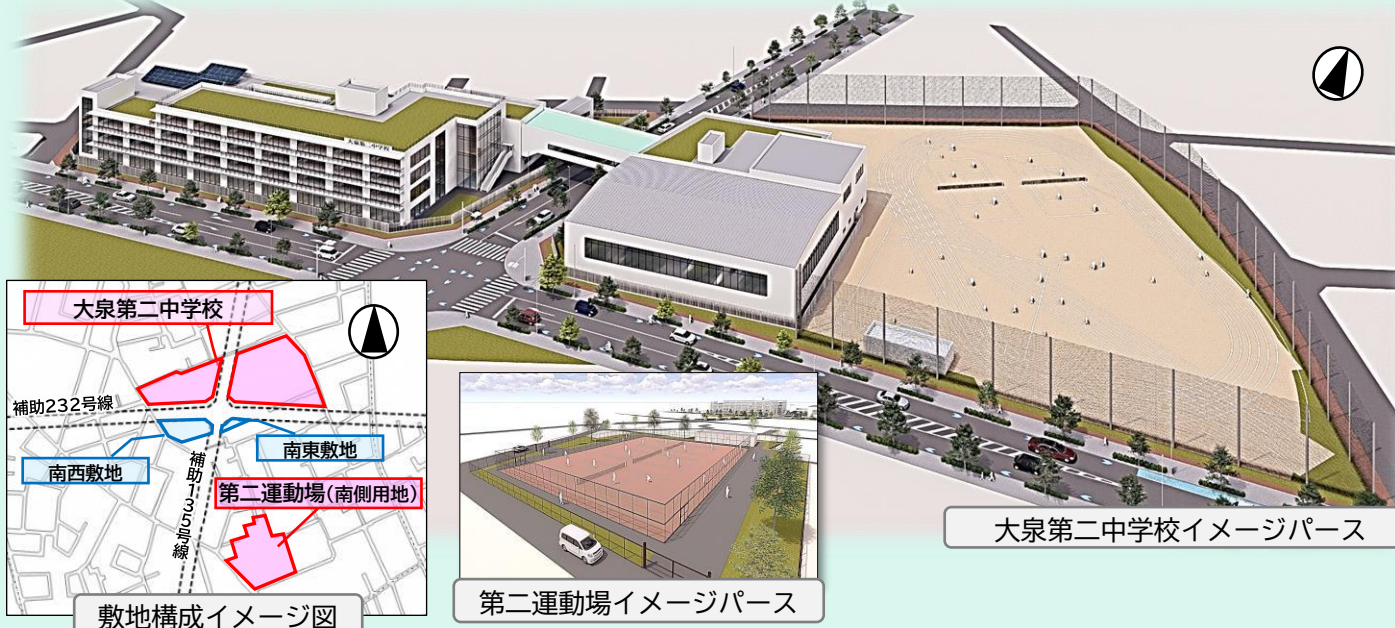
(1) 大泉第二中学校の教育環境の保全等

これまでの教育環境や学校の伝統を守りつつ、子どもたちの学校生活に支障がないよう、望ましい教育施設機能の実現に取り組みます。

①大泉第二中学校

周辺敷地の一部を取得し、現中学校敷地を含めた土地を活用して中学校を再建します。

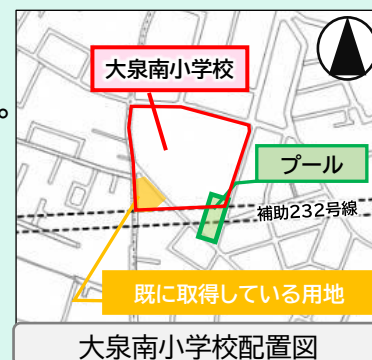
- 校舎：多目的なスペースの確保や、ICT（情報通信技術）を日常的に活用できる学習環境を確保するなど、多様な教育活動に対応した施設の整備を検討します。



- 運動場：200mトラックが配置できる敷地面積を確保します。
- 体育館：従前の2倍程度の広さを確保することにより教育環境の向上を図ります。
- 南側用地：第二運動場として整備し、部活動等での活用や地域開放を検討します。
- 南西敷地：子どもたちの健全育成に資する施設などの整備を検討します。

②大泉南小学校

都市計画道路の整備にあわせて、既を取得している用地等を活用し、校地の整形化を図ります。



大泉南小学校配置図

(2) 都市計画道路の整備と大泉学園駅南側地区のまちづくりの推進

①都市計画道路の整備

地域の骨格となる都市計画道路の整備に取り組むとともに、整備に合わせたみどりのネットワークを形成します。

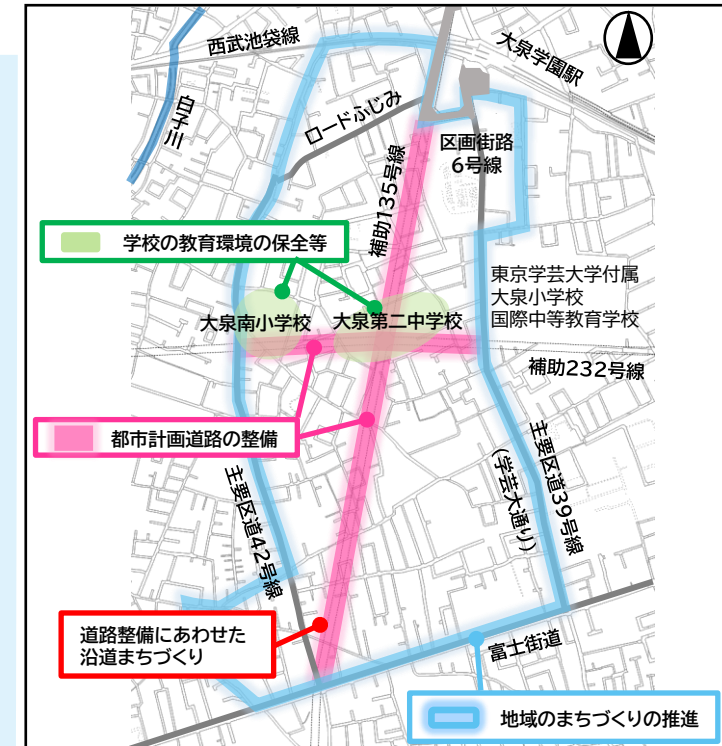
- 計画幅員 補助第135号線 15m
- 補助第232号線 16m

主な整備効果

- 生活道路への通過交通の流入の減少
- 歩道と車道の構造的な分離による安全性の向上
- 不燃化空間による延焼遮断帯の形成
- 無電柱化による災害時の避難や救護、救援活動の円滑化 等

②地域のまちづくりの推進

- 都市計画道路沿道にふさわしいまち並みの誘導や延焼遮断帯の形成による防災性の向上を図ります。
- 住宅地では、みどり豊かで良好な住環境を保全創出していきます。
- 「まちづくり協議会」を立上げ、まちの将来像などについて地域住民等とともに検討します。
- 今後、大泉学園駅南側地区について、『重点地区まちづくり計画を検討する区域』の指定を検討します。

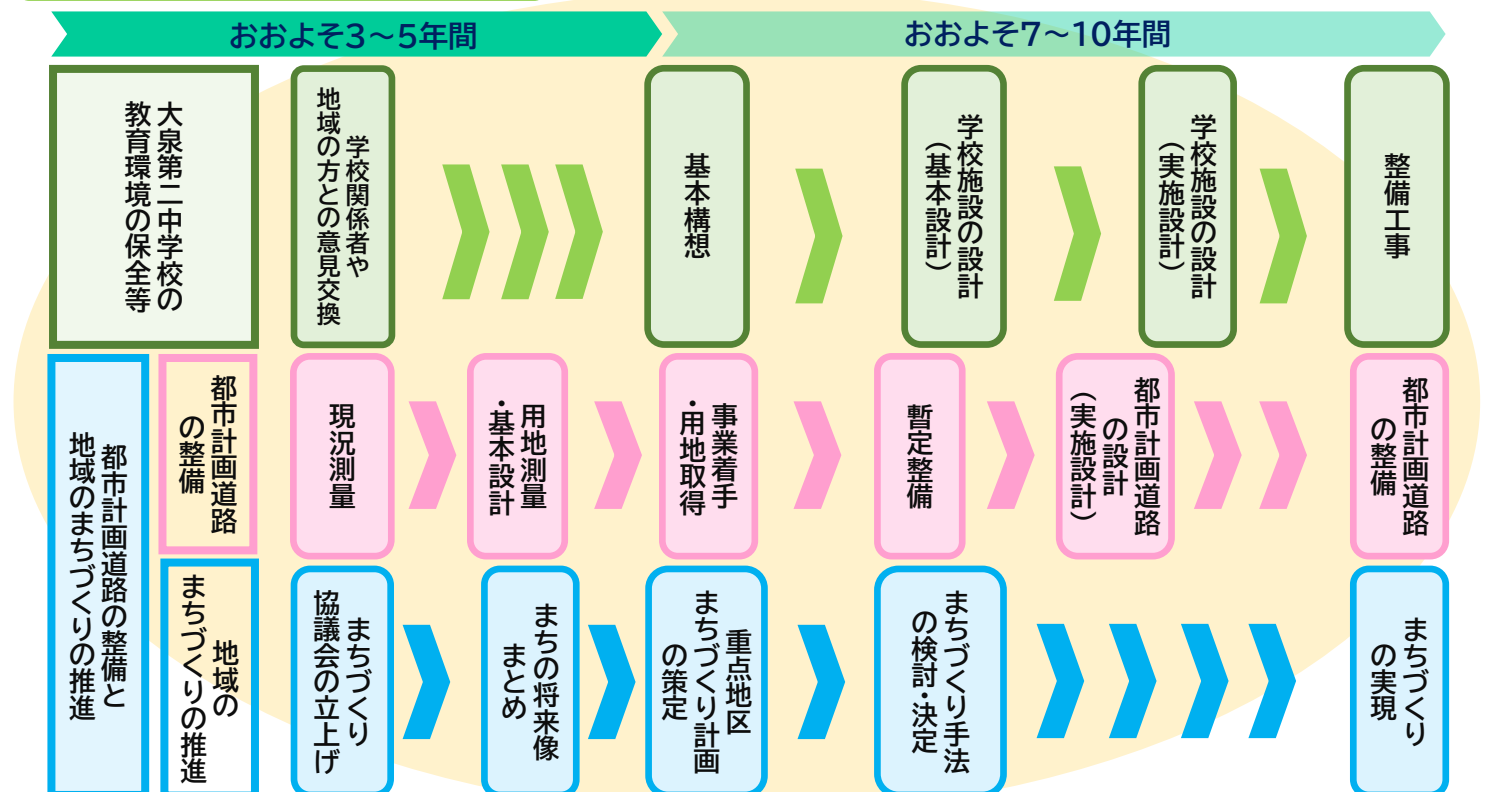


取組方針図



図 都市計画道路整備案(横断面図)

今後の進め方



測量や事業着手前など今後も適切な時期に必要な説明会等を実施していきます。上記のスケジュールを基本とし、可能な限り早期の事業着手を目指していきます。